

林災防栃発第53号
令和5年7月31日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
支部長 東 泉 清 寿
〔公印省略〕

職場における熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃より、林業労働安全衛生活動の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今夏の職場における熱中症予防対策については、「林業 STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施期間（5月～9月）中における取組の推進をお願いしているところですが、先般、栃木労働局長から今月初旬、県内事業場において、50歳代の男性労働者が店舗内の仕込み場で意識なく倒れているところを発見され、当日の夜に熱中症により死亡する労働災害が発生されたことを受け、別添のとおり「職場における熱中症予防対策の徹底について」をもって、熱中症予防対策を徹底するよう要請があったところです。

特に、林業における夏期の作業は、防護ズボン、防振手袋、すね当て、防蜂網、ヘルメット等、保熱しやすい保護具等を装着した上で、造林地の下刈り作業や皆伐作業地での伐倒、造材、集材作業等の炎天下の非常に厳しい環境での作業であります。また、木材製造業における夏期の作業は、屋外での原木及び製品の積み卸し作業、風通しが悪く高温となる屋内での製材作業、乾燥施設やホットプレスなど高温を発する機械の近くで行う作業等の非常に厳しい環境での作業であるため、これから本格的な暑さを迎えることから、熱中症による労働災害の増加が懸念されるところであります。

つきましては、会員事業場の皆様におかれましては、職場での自主的な熱中症災害防止活動を強化し、熱中症による緊急時の対応と予防のための一層の取組をお願い申し上げます。

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

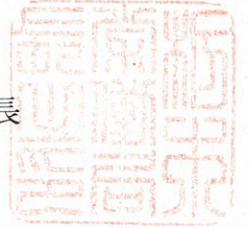
TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤

栃労発基 0725 第 1 号の 1
令和 5 年 7 月 25 日

代 表 者 各 位

栃 木 労 働 局 長



職 場 に お け る 熱 中 症 予 防 対 策 の 徹 底 に つ い て

労働行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今夏の職場における熱中症予防対策については、令和 5 年 3 月 9 日付け栃労発基 0309 第 3 号「令和 5 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をもって取組の推進をお願いしているところですが、今月初旬、県内事業場において、50 歳代の男性労働者が店舗内の仕込み場で意識なく倒れているところを発見され、当日の夜に熱中症により死亡する労働災害が発生しました。

熱中症による死亡災害は、平成 27 年以来、実に 8 年ぶりとなります。

また、県内の熱中症による休業 4 日以上労働災害は、令和 4 年は 12 件、令和 5 年は、6 月末時点の件数及び本死亡災害を含めすでに 4 件発生しており、先週、関東地方が梅雨明けし、これから本格的な暑さを迎えることから、熱中症による労働災害の増加が懸念されるところです。

つきましては、別添の「職場における熱中症予防対策の徹底について」により、あらためて熱中症予防対策の徹底を要請いたします。

貴職におかれましては、この様な状況を踏まえ、今後の熱中症による労働災害の発生を防止するため、職場での熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、別添文書の事業場内での回覧、作業場所での掲示等を積極的に行うなど、会員事業場への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。



職場における熱中症予防対策の徹底について

今般、県内の事業場において、50歳代の男性労働者が店舗内の仕込み場で意識なく倒れているところを発見され、当日の夜に熱中症により死亡する労働災害が発生しました。

熱中症による死亡災害は、平成27年以来、実に8年ぶりとなります。先週、関東地方が梅雨明けし、これから本格的な暑さを迎えることから、熱中症による労働災害の増加が懸念されるところです。

それぞれの事業場において、労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、速やかに病院へ運ぶ対応を行っていただくとともに、労使が一体となって、職場における熱中症の予防について取り組むことが最も重要です。

事業場の皆様におかれましては、特に下記の熱中症予防のための取組に重点を置いていただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載する「職場における熱中症予防情報」※等を活用し、関係者への周知、指導をお願い申し上げます。

※「職場における熱中症予防情報」
(働く人の今すぐ使える熱中症ガイド)

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



(緊急時の対応)

少しでも労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、いったん作業を中止・中断させ、速やかに病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶこと。その場合、病院へ運ぶまでは、決して一人きりにしないこと。

(予防のための取組)

- 1 各労働者の毎日の健康状態及び暑さへの順化状況の確認
- 2 自覚症状の有無にかかわらず、定期的な水分および塩分の摂取
- 3 熱中症警戒アラート発表の有無の確認とアラートを考慮した行動
- 4 WBGT 指数計による作業現場の WBGT 値の計測と、WBGT 基準値に応じた効果的な予防策の実施
- 5 労働者に対する熱中症予防のための教育

令和5年7月25日

栃木労働局長 奥村 英輝